

2025年8月8日

各 位

会 社 名 株式会社A D E K A
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員 城詰 秀尊
(コード：4401、東証プライム市場)
問合せ先 法務・広報部長 菊池 永敏
(TEL. 03-4455-2803)

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による 自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、2025年8月8日開催の取締役会において、同日付「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却）」にてお知らせいたしました会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式取得に係る事項について、その具体的な取得方法を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取得の方法

本日（2025年8月8日）の終値3,178円で、2025年8月12日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません）。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

2. 取得の内容

- (1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 : 650,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.6%）
- (3) 株式の取得価額の総額 : 2,065,700,000円（上限）
- (4) 取得結果の公表 : 2025年8月12日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表いたします。

注1：当該株式数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

注2：取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行います。

注3：当社は、一部株主から約650,000株の株式売却の意向を確認しております。

3. その他

自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得完了後、2025年8月8日開催の取締役会で決議した取得し得る株式の総数及び株式の取得価額の総額の上限から、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得した株式の総数及び取得価額の総額を控除した数量及び金額を上限として、取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付けを実施する予定です。

(ご参考1) 2025年8月8日開催の取締役会における決議内容(2025年8月8日13時公表分)

1. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 : 10,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合9.8%)
- (3) 株式の取得価額の総額 : 18,000,000,000円(上限)
- (4) 株式の取得期間 : 2025年8月12日~2026年5月31日
- (5) 取得の方法 : ① 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付け
② 取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付け

2. 消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 : 上記1により取得した自己株式の全株式数
- (3) 消却予定日 : 2026年6月上旬ごろ

(ご参考2) 2025年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) : 101,735,522株
自己株式数 : 2,032,620株

以上